

IV-3 記念行事に関する基準

平成10年 1月20日 公正取引委員会届出
改定 平成13年 3月19日 公正取引委員会届出

施行規則第5条第3号に規定する「自己又は医療機関等の記念行事」に際し「贈答、接待」として提供する景品類は、次の基準による。

1. 自己の記念行事

自己の記念行事とは、社会一般に慣例として行われている行事のことをいう。例えば、創立〇〇周年記念、支店・営業所開設披露、社長交代等に伴う行事がこれに当たる。

(1) 自己の記念行事における贈答

自己の記念行事に伴って贈答として記念品を提供する場合、「社会通念上華美、過大にわたらない範囲」の記念品であれば提供が制限されない。

ただし、自社医薬品発売〇〇周年記念等のように、製品に直接関係する記念行事に伴って提供する記念品の価額は、5千円を超えない額を目安とする。

(2) 自己の記念行事における接待

自己の記念行事に伴って接待（懇親会等）をする場合、「社会通念上華美、過大にわたらない範囲」であれば提供が制限されない。

2. 医療機関等の記念行事

医療機関等の記念行事とは、社会一般に慣例として行われる次の場合をいい、提供する金品は、「社会通念上華美、過大にわたらない範囲」であれば提供が制限されない。

<医療機関等の施設全体の記念行事>

施設の記念行事とは、例えば、落成記念、開設〇〇周年記念、施設の功績表彰（地域医療の貢献等）など施設全体で行う行事であって、他の業界や社会一般的にも広く認知されているものをいう。

なお、金品の提供にあたっては、次の点に留意すること。

- ・ 社会的批判や誤解を受けないために、行事の内容を確認できる文書入手すること。